

## 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会会議運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会委員（以下「委員」という。）の過半数の賛同があったときは、公開しないことができるものとする。

(公平及び公正な協議の推進)

第3条 会議の運営に際しては、公平及び公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長の責務)

第4条 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会の議長（以下「議長」という。）は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

(委員の責務)

第5条 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第6条 会議の開会及び閉会は議長が宣言する。

(議事の進行)

第7条 議事は、出席委員の過半数の賛同をもって進めるものとする。

(会議の傍聴)

第8条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

(会議録)

第9条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製し、宇治市、城陽市、宇治田原町、井手町（以下「関係市町」という。）に送付するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が必要と認めた事項

( 会議録等の公開 )

第 10 条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。ただし、第 2 条ただし書きの規定による会議の会議録は、公開しないものとする。

2 公開は、関係市町がそれぞれ定める方法により行うものとする。

( 規律 )

第 11 条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

( 傍聴人への資料提供 )

第 12 条 会議資料は、申し出があった傍聴人に対して配布するものとする。

( その他必要な事項 )

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 10 日から施行する。